

匿名組合契約に基づく利益の分配の源泉徴収適用の可否について

松蔭大学教授

岸田貞夫

KISHIDA Sadao

租税判例研究会

東京地裁平成28年7月19日判決

平成26年(行ウ)第498号, X 対国, 納税告知取消請求事件/裁判所HP/参照条文: 所得税法(平成26年法律第10号による改正前のもの)210条等

事実

破産者合同会社 A (平成22年2月12日設立) は、平成22年4月以降、同社を営業者として匿名組合員との間で締結した匿名組合契約に基づき利益の分配として支払った金員につき、税務署長 B から源泉徴収に係る所得税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を受けた。本件は、A の破産管財人 X (原告) が国 Y (被告) に対し、上記各支払いは出資の払戻しであって、「匿名組合契約に基づく利益の分配」に該当せず、源泉所得税の納付義務を負わないと主張して、上記告知処分等の取消を求めた事案である。

A は、平成22年2月12日から同23年1月31日までの事業年度、及び平成23年2月1日から同24年1月31日までの事業年度の決算報告書において損

益計算上、投資利益が上がっている旨の記載をしていた。2011年(平成23年)12月12日付けで、同年12月分(2011年12月12日～2012年12月13日)の配当の分配を行っている。これらの源泉所得税も納入されている。

平成24年4月以降、A は匿名組合員に対し、現金の分配を行っていなかった。A は、同年12月5日、破産手続開始決定を受け、X は破産管財人に選任された。

X は、A の取引記録を調査し、匿名組合契約書に基づく損益計算方法によれば営業者は利益分配を行うことができないにもかかわらず、存在しない利益分配につき出資の返還と認識しながら金銭の分配を行い、出資の返還であることの発覚を遅らせるために源泉所得税を徴収することにより利益分配と仮装していたにすぎないと判断し、平成25年8月7日、B に対し、A が納付した源泉所得税額の還付を請求したところ、同月26日、その請求額全額(1億1241万円)につき還付を受けた。

その後、B は、上記の還付には理由がなかったと判断し、平成26年10月1日に本件各告知処分等をした。

主な争点は、匿名組合員に対する本件各支払いが所得税法(平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ)210条の「匿名組合契約に基づく利益の分配」に該当するか否か、である。

判旨

請求棄却(東京高判平成29・1・19判例集未掲載により控訴棄却〔確定〕)。

I 所得税法上、「匿名組合契約」及び「利益の分配」は、それぞれ商法が定める匿名組合契約及び同契約に基づく利益の分配と同義に解され、「利益」には、出資の払戻しとして支払を受けるものは含まれないと解される。

「税法の見地においては、課税の原因となった行為が、厳密な法令の解釈適用の見地から客観的評価において不合法・無効とされるかどうかは問題ではなく、課税の原因となった行為が関係当事者間において有効なものとして取り扱われ、これにより、現実に課税の要件事実が満たされると認められる場合である限り、当該行為が有効であることを前提として租税を賦課徴収することは妨げられないものと解される(最高裁昭